

(別紙2)
日本弁護士連合会作成

司法書士及び行政書士が相談担当者になる場合の留意事項とその記載例

○司法書士

番号	司法書士が下記の相談 担当者になる場合	留意していただく事項	留意事項の記載例
1	多重債務問題に関する相談	司法書士は、多重債務問題の解決に必要な債権者との交渉の代理ができない。 認定司法書士であれば交渉の代理は可能であるが、債権者一人あたりの限度額は140万円であり、140万円を超える債権者とは交渉できない。	「認定司法書士は、債権者一人あたり140万円以内であれば、相談に応じたり、相談者の代わりに債権者と交渉し、または簡易裁判所で代理人となることができます。」
2	裁判に関する相談	司法書士は、裁判例上、依頼者の言い分を整理する限度で裁判書類の作成に関与できるとされている。しかしながら、専門的法律知識を用いて助言をすることや代理人となることはできない。 認定司法書士であれば、140万円以内の事件に限り代理人となることができる。	「司法書士は、裁判所に提出する書類について書式等の相談に応じたり、相談者の言い分を取りまとめるすることができます。 認定司法書士であれば、140万円以内の事件について、簡易裁判所で代理人となることができます。」
3	破産や民事再生に関する相談	2と同様であり、書類作成の関与は依頼者の言い分の整理に限定されるので、「任せる」ことはできない。	「司法書士は、破産申立書等の裁判所に提出する書類について書式等の相談に応じたり、相談者の言い分を取りまとめるることができます。」
4	相続に関する相談	司法書士が相続において関与できるのは、登記手続代理のみである。認定司法書士は、これに加えて140万円以内の紛争の代理人となることができるが、家庭裁判所の調停や審判の代理人となることはできない。	「司法書士には、相続に関連する登記手続の相談をすることができます。 認定司法書士は、これに加えて140万円以内の紛争の代理人となることができます。」
5	遺言に関する相談	司法書士の業務に遺言に関する業務は直接に含まれていない。	「司法書士には、遺言に基づく登記手続の相談をすることができます。」

6	空き家問題に関する相談	<p>司法書士は、空き家問題については、基本的に登記手續代理しかできない。</p> <p>なお、空き家問題の中には、管理問題とか、老朽化の問題、ゴミ屋敷の問題等もあるが、いずれも金額の判定が困難か140万円を超えるのが通常であるので、認定司法書士についても同様である。</p>	<p>「司法書士には、空き家に関する登記手続の相談をすることができます。」</p>
7	日常生活に関するトラブル	<p>雑多なトラブルについて、トラブルになってい る以上、書面の言い分の 整理だけで解決できることとは、通常は想定できない。</p>	<p>「認定司法書士は、140万円以内の事件であれば、相談者の代わりに交渉し、または、簡易裁判所で代理人となることができます。」</p>
8	後見開始申立ての相談	<p>裁判所提出書面について 法的整序の範囲での作成に限られること、後見開始が相当であるかどうか、あるいはそのために必要な主張や証拠について、助言や書面作成はできない。</p> <p>その点の留保をなく記載することは誤解を招き、あるいは相談者、依頼者に不足の損害をもたらすので不適切である。</p>	<p>「司法書士は、後見開始申立書等の書式の相談に応じたり、相談者の言い分を取りまとめることができます。家庭裁判所への申立代理人となることはできません。」</p>
9	後見開始申立て以外の成年後見に関する相談	<p>後見人とのトラブルであれば、認定司法書士は140万円以内の紛争について代理できる。しかし、それ以外の場面については、司法書士が取り扱う場面が想定できない。</p>	<p>「認定司法書士は、成年後見に関するトラブルについて、140万円以内の事件であれば、相談者の代わりに交渉し、または簡易裁判所で代理人となることができます。」</p>

○行政書士

番号	行政書士が下記の相談担当者になる場合	留意していただく事項	留意事項の記載例
1	内容証明郵便に関する相談	<p>行政書士は、権利義務、事実証明の文書作成が可能である。その中には、内容証明郵便の作成も含まれる。</p> <p>しかし、その関与の範囲は、司法書士と同様に、依頼者の言い分を整理する限度に限られ、内容について法律知識を用いて助言することはできない。</p> <p>また、行政書士は個人間の紛争の代理はできないため、注記することが望ましい。</p>	<p>「行政書士には、クーリングオフ、サービスの契約解除などの、相談者の言い分を取りまとめるだけの形式的な内容であれば、内容証明郵便の作成を相談・依頼することができます。なお、相談者の代わりに交渉することはできません。」</p>
2	遺言や遺産に関する相談	<p>1と同様である。</p> <p>行政書士の遺言、遺産分野への関与としては、遺言書の作成と遺産分割協議書の作成が考えられる。</p> <p>しかし、書類作成は、法的整序の範囲でしか行うことができず内容について相談に応じた場合、利用者に不測の損害をもたらす可能性がある。</p> <p>特に遺産分割協議書の作成については、逮捕例もある。</p> <p>遺言・相続に関する法律相談に応じることはできないので、一般的な相談を行うことをホームページ上で案内することは弁護士法に違反する表示となる。</p>	<p>「行政書士には、紛争のおそれのない遺言書や遺産分割協議書などの書類作成やそのために必要な相談（ただし、相談者の意向を取りまとめる範囲に限られます。）しかできないので、法律相談を行うことはできません。」</p>

3	空き家問題に関する相談	<p>行政書士は、行政機関への許認可等の手続の代理の他は、事実証明または権利義務関係の書類を代書することしかできない。</p> <p>従って、空き家問題に付隨する各種補助金等の申請の相談に応じることはできる。しかしながら空き家に関する紛争の解決に関与できるかのような文面は誤解を生む。</p>	<p>「行政書士には、空き家問題に関する行政機関への提出書類（各種補助金の申請書類等）の相談をすることができます。」</p>
4	契約に関する相談	<p>1と同様である。</p> <p>もちろん、依頼者の言い分を法的に整序する限りの関与で契約書を作成することは可能である。</p> <p>しかし、こうした制限があることを相談者に示さなければ、これに接した者は、有利な契約条項の策定や法的リスクの判断などを期待し、本来取り扱うことができない業務を期待させてるので、不適切である。</p> <p>契約に関する法律相談に応じることはできないので、一般的な相談を行うことをホームページ上で案内することは弁護士法に違反する表示となる。</p>	<p>「行政書士には、既に条件が合意されている契約書の作成や、そのために必要な相談（ただし、相談者の意向を取りまとめる範囲に限られます。）をすることができます。」</p>